

子どもの貧困対策の強化を求める意見書

厚生労働省の調査では、生活の苦しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合は1985年の10.9%から徐々に増え、2009年には15.7%、6人に1人の割合となっており、ひとり親世帯にあっては50.8%、2人に1人以上である。近年の不況も影響し、割合はさらに高まっていると想像に難くない。

貧困と低学力との因果関係は、統計的に否定できず、子どもの貧困を放置することは貧困の世代間連鎖を放置することとなり、また、貧困層の固定化は社会が活力を失い不安定になる原因となる。

国には子どもの貧困対策を実施する責務があると明記した子どもの貧困の連鎖を断つための法律が制定された後は、すべての子どもが将来に希望を持ち、平等に教育の機会が保障されるよう、法の実効性をどのように確保していくかが重要となる。

今後、行政のほか学校や地域は、子どもが貧困による不利益をできる限り被ることのないよう、貧困の予防・早期支援の視点に立ち、周囲から孤立している子どもや学力低下に陥っている子どもを発見し、その子が社会と関わることができるよう保護し、学資援助や就学援助の拡充、新たな国庫補助の創設など公的教育支援へと繋げていくよう努めなければならない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、子どもの貧困対策の強化を強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年7月12日

江東区議会議長 星野 博

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

} あて